

議 案 書

令 和 2 年 1 2 月

第 5 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 94	令和2年度松山市一般会計補正予算（第6号）		1
95	令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）		5
96	令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		7
97	令和2年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）		9
98	令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）		11
99	令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		13
100	松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について		15
101	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		17
102	令和2年度松山市一般会計補正予算（第7号）		19
103	令和2年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）		27
104	令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）		31
105	令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）		35
106	令和2年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）		37
107	令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		39
108	令和2年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）		41
109	松山市事務分掌条例等の一部改正について		43
110	松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について		51
111	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る指定管理者の指定について		53
112	工事請負契約の締結について（旧中島東小学校ほか2校解体工事）		55
113	財産の取得について（（仮称）新垣生学校給食共同調理場厨房機器（炊飯システム等））		57
114	財産の取得について（（仮称）新垣生学校給食共同調理場厨房機器（蒸気回転釜等））		59
115	旧慣による市有財産の使用廃止について		61
116	市道路線の認定及び廃止について		63
117	市営土地改良事業（ため池等整備事業（内山地区））の施行について		69
118	市営土地改良事業（ため池等整備事業（仏谷地区））の施行について		73

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	松山市、東温市共有山林組合議会議員の選任に関し同意を求めることについて		

令和2年度松山市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,431千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253,010,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,500,000 千円	△ 54,000 千円	64,446,000 千円
22 諸収入	1 市民税	28,565,000	△ 54,000	28,511,000
	4 雑入	6,608,058	△ 431	6,607,627
歳入 合 計		2,042,427	△ 431	2,041,996
歳入 合 計		253,065,270	△ 54,431	253,010,839

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		826,688 千円	1,667 千円	828,355 千円
2 総務費	1 議会費	826,688	1,667	828,355
		15,266,178	211,347	15,477,525
	1 総務管理費	11,873,405	141,385	12,014,790
	2 徴税費	1,778,605	23,254	1,801,859
	3 戸籍住民基本台帳費	1,121,095	41,158	1,162,253
	4 選挙費	90,050	△ 1,668	88,382
	5 統計調査費	292,973	6,500	299,473
	6 監査委員費	110,050	718	110,768

3 民生費		151,782,108	△ 196,111	151,585,997
	1 社会福祉費	93,296,397	28,544	93,324,941
	2 児童福祉費	35,956,060	△ 183,946	35,772,114
	3 生活保護費	22,529,651	△ 40,709	22,488,942
4 衛生費		17,130,513	△ 31,046	17,099,467
	1 保健衛生費	3,366,847	880	3,367,727
	2 保健所費	7,302,438	△ 4,290	7,298,148
	3 清掃費	6,461,228	△ 27,636	6,433,592
6 農林水産業費		2,427,286	41,170	2,468,456
	1 農業費	918,933	12,870	931,803
	2 農業土木費	912,367	29,985	942,352
	4 水産業費	399,586	△ 1,685	397,901
7 商工費		11,177,949	△ 2,747	11,175,202
	1 商工費	9,851,516	13,928	9,865,444
	2 観光費	1,326,433	△ 16,675	1,309,758
8 土木費		16,560,540	30,440	16,590,980
	1 土木管理費	731,180	△ 8,688	722,492
	2 道路橋梁費	2,548,532	20,798	2,569,330
	3 河川費	1,129,370	961	1,130,331
	5 都市計画費	10,218,813	11,343	10,230,156

款	項	補正前の額	補正額	計
6	住宅費	906,692 千円	318 千円	907,010 千円
	7 公園緑地費	669,798	5,708	675,506
9	消防費	5,301,602	6,292	5,307,894
10	1 消防費	5,301,602	6,292	5,307,894
	10 教育費	13,739,562	△ 115,443	13,624,119
	1 教育総務費	2,522,591	△ 3,486	2,519,105
	2 小学校費	1,870,433	△ 17,430	1,853,003
	4 幼稚園費	210,379	△ 4,738	205,641
	5 社会教育費	2,335,775	17,017	2,352,792
6	保健体育費	5,851,972	△ 106,806	5,745,166
歳	出 合 計	253,065,270	△ 54,431	253,010,839

令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,023千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,184,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		5,461,104 千円	△ 8,023 千円	5,453,081 千円
	1 一般会計繰入金	5,461,104	△ 8,023	5,453,081
歳入	合計	54,192,660	△ 8,023	54,184,637

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		712,711 千円	△ 8,023 千円	704,688 千円
	1 総務管理費	649,385	△ 8,023	641,362
歳出	合計	54,192,660	△ 8,023	54,184,637

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,413千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,202,687千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市介護保険事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		8,358,366 千円	△ 3,413 千円	8,354,953 千円
	1 一般会計繰入金	8,127,366	△ 3,413	8,123,953
歳入	合計	51,206,100	△ 3,413	51,202,687

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		932,809 千円	△ 3,413 千円	929,396 千円
	1 総務管理費	932,809	△ 3,413	929,396
歳出	合計	51,206,100	△ 3,413	51,202,687

令和2年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,462千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411,638千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		18,653 千円	△ 2,462 千円	16,191 千円
	1 一般会計繰入金	18,653	△ 2,462	16,191
歳入	合 計	414,100	△ 2,462	411,638

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		413,100 千円	△ 2,462 千円	410,638 千円
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	413,100	△ 2,462	410,638
歳出	合 計	414,100	△ 2,462	411,638

令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ919,831千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市卸売市場事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		289,082 千円	2,689 千円	291,771 千円
	1 一般会計繰入金	289,082	2,689	291,771
歳入	合計	917,142	2,689	919,831

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場事業費		915,778 千円	2,689 千円	918,467 千円
	1 市場事業費	915,778	2,689	918,467
歳出	合計	917,142	2,689	919,831

議案第99号

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,644千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,736,956千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,546,114 千円	△ 3,644 千円	1,542,470 千円
	1 一般会計繰入金	1,546,114	△ 3,644	1,542,470
歳入	合計	6,740,600	△ 3,644	6,736,956

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		144,606 千円	△ 3,644 千円	140,962 千円
	1 総務管理費	129,353	△ 3,644	125,709
歳出	合計	6,740,600	△ 3,644	6,736,956

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例及び松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第1条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市職員の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

議案第102号

令和2年度松山市一般会計補正予算（第7号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,219,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,230,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,446,000 千円	646,000 千円	65,092,000 千円
	1 市民税	28,511,000	396,000	28,907,000
	2 固定資産税	30,254,000	180,000	30,434,000
	3 軽自動車税	1,079,000	70,000	1,149,000
6 法人事業税交付金		140,000	226,648	366,648
	1 法人事業税交付金	140,000	226,648	366,648
11 地方特例交付金		301,000	181,076	482,076
	1 地方特例交付金	301,000	181,076	482,076
14 分担金及び負担金		719,646	5,900	725,546
	1 分担金	53,974	5,900	59,874
16 国庫支出金		100,089,907	118,546	100,208,453
	2 国庫補助金	62,683,488	118,546	62,802,034
17 県支出金		15,577,391	192,246	15,769,637
	2 県補助金	3,421,331	192,246	3,613,577
19 寄附金		180,000	120,000	300,000
	1 寄附金	180,000	120,000	300,000
21 繰越金		1,245,758	38,746	1,284,504

	1 繰越金	1,245,758	38,746	1,284,504
22 諸収入		6,607,627	△ 121	6,607,506
	4 雑入	2,041,996	△ 121	2,041,875
23 市債		14,218,600	690,400	14,909,000
	1 市債	14,218,600	690,400	14,909,000
歳入	合計	253,010,839	2,219,441	255,230,280

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			15,477,525 千円	157,523 千円	15,635,048 千円
	1 総務管理費		12,014,790	45,710	12,060,500
	2 徴税費		1,801,859	110,827	1,912,686
	3 戸籍住民基本台帳費		1,162,253	986	1,163,239
3 民生費			151,585,997	877,462	152,463,459
	1 社会福祉費		93,324,941	202,901	93,527,842
	2 児童福祉費		35,772,114	350,879	36,122,993
	3 生活保護費		22,488,942	323,682	22,812,624
6 農林水産業費			2,468,456	149,425	2,617,881
	1 農業費		931,803	149,425	1,081,228
7 商工費			11,175,202	△ 45,483	11,129,719

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	9,865,444 千円	△ 3,267 千円	9,862,177 千円
	2 観光費	1,309,758	△ 42,216	1,267,542
8 土木費		16,590,980	728,438	17,319,418
	1 土木管理費	722,492	△ 3,073	719,419
	2 道路橋梁費	2,569,330	16,911	2,586,241
	3 河川費	1,130,331	122,800	1,253,131
	4 港湾費	356,155	89,439	445,594
10 教育費	5 都市計画費	10,230,156	502,361	10,732,517
		13,624,119	352,076	13,976,195
	1 教育総務費	2,519,105	△ 10,146	2,508,959
	2 小学校費	1,853,003	245,092	2,098,095
	3 中学校費	948,412	86,180	1,034,592
	4 幼稚園費	205,641	41,000	246,641
	5 社会教育費	2,352,792	△ 9,134	2,343,658
	6 保健体育費	5,745,166	△ 916	5,744,250
	歳出	253,010,839	2,219,441	255,230,280
	計			

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事項	期間	限度額
議会議録作成等事務	令和2年度～令和5年度	12,300
職員健康診断等業務委託	令和2年度～令和3年度	26,200
広報まつやま発行事業	令和2年度～令和3年度	82,000
デ（令和3年契約業務委託）	令和2年度～令和4年度	41,800
文学賞運営業務委託	令和2年度～令和3年度	13,300
市民課等証明書交付に伴う キヤッシュレス決済手数料	令和2年度～令和7年度	7,300
平井保育園運営委託	令和2年度～令和7年度	800,000

事 項	期 間	限 度 額
堀江保育園運営委託	令和2年度～令和7年度	550,000
狂犬病予防業務委託	令和2年度～令和3年度	3,300
自然環境学習推進業務委託	令和2年度～令和4年度	16,000
離島診療連絡船運航業務委託	令和2年度～令和5年度	20,100
予防接種ワクチン供給業務委託	令和2年度～令和3年度	599,000
菅沢町最終処分場水処理施設 運営・転管理等業務委託	令和2年度～令和3年度	27,600
一般土恵 (地原良町事業)	令和2年度～令和3年度	5,000
一般土北 (地改良条事業)	令和2年度～令和3年度	3,000

事 項	期 間	限 度 額
松山しごと創造センター運営委託	令和2年度～令和5年度	126,000
未来へつながる道後まちづくり事業	令和2年度～令和5年度	340,000
道後温泉本館保存修理工事の 観光資源化(情報発信)	令和2年度～令和3年度	24,000
生活道路潮見44号 (道路整備事業)	令和2年度～令和3年度	10,000
生活道路伊台13号 (道路整備事業)	令和2年度～令和3年度	20,000
通学用バス運行業務委託	令和2年度～令和5年度	39,900
ICT支援員配置業務委託	令和2年度～令和5年度	174,600
東京火2020オリオン実施 プロジェクト	令和2年度～令和3年度	10,800

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設等事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和2年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。 	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換ええることができる。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。 	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
河川等改修事業	30,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上
港湾等建設事業	60,000	同上	同上	同上	90,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,240,000	同上	同上	同上	1,700,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	570,000	同上	同上	同上	740,000	同上	同上	同上

令和2年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,893,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪収入		16,907,976 千円	2,000,000 千円	18,907,976 千円
	2 車券発売金	16,900,000	2,000,000	18,900,000
歳入	合計	18,893,700	2,000,000	20,893,700

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		18,568,653 千円	2,000,000 千円	20,568,653 千円
	1 開催費	18,568,653	2,000,000	20,568,653
歳出	合計	18,893,700	2,000,000	20,893,700

第2表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山中央公園多目的競技場 宿舎管理業務委託	令和2年度～令和7年度	70,000 千円
松山中央公園多目的競技場 周辺警備業務委託	令和2年度～令和5年度	137,100
国際自転車トライアル競技会 競輪開催に伴う支援業務委託	令和2年度～令和3年度	7,000

議案第104号

令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和2年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

54,229,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		39,785,585 千円	25,000 千円	39,810,585 千円
	1 県補助金	39,785,585	25,000	39,810,585
7 繰越金		800,000	20,000	820,000
	1 繰越金	800,000	20,000	820,000
歳入	合計	54,184,637	45,000	54,229,637

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		231,320 千円	45,000 千円	276,320 千円
	1 償還金及び還付加算金	231,320	45,000	276,320
歳出	合計	54,184,637	45,000	54,229,637

第2表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 契 約 委 託 （ 令 3 年 ）	令和2年度～令和4年度	18,800 千円

議案第105号

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,362,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		12,346,125 千円	26,800 千円	12,372,925 千円
	2 国庫補助金	3,601,479	26,800	3,628,279
6 繰入金		8,354,953	35,455	8,390,408
	1 一般会計繰入金	8,123,953	35,455	8,159,408
8 繰越金		0	97,354	97,354
	1 繰越金	0	97,354	97,354
歳入	合計	51,202,687	159,609	51,362,296

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		929,396 千円	62,255 千円	991,651 千円
	1 総務管理費	929,396	62,255	991,651
4 諸支出金		16,390	97,354	113,744
	1 償還金及び還付加算金	16,390	97,354	113,744
歳出	合計	51,202,687	159,609	51,362,296

議案第106号

令和2年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
道後温泉別館等指定管理委託	令和2年度～令和5年度	1,008,500 千円

議案第107号

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,741,134千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,542,470 千円	4,178 千円	1,546,648 千円
	1 一般会計繰入金	1,542,470	4,178	1,546,648
歳入	合計	6,736,956	4,178	6,741,134

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		140,962 千円	4,178 千円	145,140 千円
	1 総務管理費	125,709	4,178	129,887
歳出	合計	6,736,956	4,178	6,741,134

令和2年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和2年度松山市公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができ、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
中 央 処 理 区 寺 管 渠 整 備 事 業 （ 福 音 町 か ）	令和2年度～令和3年度	21,300 千円
西 部 処 理 区 南 五 管 渠 整 備 事 業 （ 余 戸 南 五 町 か ）	令和2年度～令和3年度	18,000
北 部 処 理 区 江 堀 管 渠 整 備 事 業 （ 堀 江 町 か ）	令和2年度～令和3年度	15,600

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市事務分掌条例等の一部改正について

松山市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(松山市事務分掌条例の一部改正)

第1条 松山市事務分掌条例(昭和39年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第3条第9号に次のように加える。

ケ 河川に関する事項

コ 都市下水路に関する事項

第3条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

(松山市公営企業の組織に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業の組織に関する条例(昭和28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。次条第1項において同じ。)

第3条第1項中「及び工業用水道事業」を「、工業用水道事業及び下水道事業」に改める。

(松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 松山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「公共下水道の使用料若しくは受益者負担金又は」を削る。

(松山市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

第4条 松山市水洗便所改造資金貸付条例(昭和37年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小規模下水道」を「農業集落排水処理施設」に改める。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 遅延損害金に係る利率は、法定利率とする。

第6条中「規則で」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条の見出し中「貸し付け」を「貸付け」に、「および」を「及び」に改め、同条中「市長」を「管理者」に、「申し込み」を「規定による申込み」に、「貸し付け」を「貸付け」に、「および」を「及び」に改める。

第8条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条の見出し中「貸し付け」を「貸付け」に改め、同条中「市長」を「管理者」に改め、「前条の」の次に「規定による」を加え、「届け出」を「届出」に、「行ない」を「行い」に、「徴し」を「徴し、」に改める。

第10条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「、延滞金」を「においては、遅延損害金」に改める。

第11条第2号中「または」を「又は」に、「貸し付け」を「貸付け」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号に掲げるもの」に、「市長が貸し付け」を「管理者が貸付け」に改める。

第12条の見出し中「規則への」を削り、同条中「市長」を「管理者」に改める。

(松山市特別会計条例の一部改正)

第5条 松山市特別会計条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第14号を削る。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、勤務時間その他の勤務条件」を「等」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(松山市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 松山市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に、「行

なわれた」を「行われた」に改める。

第3条及び第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「前条の」の次に「規定により」を加え、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「の額を決めた」を「を賦課した」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に改める。

第8条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「または」を「又は」に、「市長」を「管理者」に改め、同条ただし書中「賦課された」を「賦課した」に、「いたつて」を「至つて」に改める。

第10条、第11条第1項及び第3項、第12条第1項並びに第13条中「市長」を「管理者」に改める。

(松山市水道事業経営審議会条例の一部改正)

第8条 松山市水道事業経営審議会条例(昭和50年条例第42号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市上下水道事業経営審議会条例

第1条中「松山市水道事業経営審議会」を「松山市上下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「松山市水道事業」の次に「及び松山市下水道事業」を加える。

第3条中「20人」を「15人」に改める。

第4条第1項第2号中「水道」の次に「及び下水道」を加え、同項第3号を削る。

(松山市水道事業給水条例の一部改正)

第9条 松山市水道事業給水条例(平成9年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号を次のように改める。

(2) 別表第1に規定する用途を変更するとき。

第39条第2号中「第34条第1項」を「第34条」に改める。

(松山市小規模下水道条例の一部改正)

第10条 松山市小規模下水道条例(平成16年条例第88号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市農業集落排水処理施設管理条例

第1条中「小規模下水道」を「農業集落排水処理施設（以下「排水処理施設」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第3号及び第4号中「小規模下水道」を「排水処理施設」に改める。

第4条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に改め、同条各号中「小規模下水道」を「排水処理施設」に改める。

第6条中「小規模下水道の施設」及び「その施設」を「排水処理施設」に、「当該施設」を「当該排水処理施設」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に、「小規模下水道」を「排水処理施設」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に、「小規模下水道」を「排水処理施設」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第11条及び第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「小規模下水道に」を「排水処理施設に」に、「小規模下水道」を「農業集落排水処理施設」に改める。

第14条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「管理者が」に改める。

（松山市下水道条例の一部改正）

第11条 松山市下水道条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第3号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第4号及び第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「市長」を「管理者」に改め、同項第2号中「規

則で」を「管理者が」に改め、同条第3項ただし書及び第6項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者の」に改める。

第10条第1項、第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に改め、同条第5項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第13条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長は」を「管理者は」に改め、同項第1号中「規則で」を「管理者が」に改め、同項第2号ウ及び同条第3項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第6項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第14条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項、第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に改め、同条第5項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第17条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条各号列記以外の部分及び第3号、第23条、第24条第1項、第25条並びに第26条中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「市」を「管理者」に改める。

第29条第1項ただし書並びに第1号イからエまで及び第3号、第2項並びに第3項、第30条、第32条、第34条並びに第35条中「市長」を「管理者」に改める。

第37条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市」を「管理者」に改める。

第38条第1項ただし書及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第39条中「第29条第1項」との次に「、「管理者」とあるのは「市長」と」を加える。

第40条第1項中「市」を「管理者」に改める。

第41条中「市長」を「市長又は管理者」に改める。

第43条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「市長又は管理者が」に改める。

(松山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第12条 松山市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成19年条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松山市下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例

第1条中「以下」を「第3条において」に、「松山市公共下水道事業の設置等」を「松山市下水道事業の設置及び経営の基本」に改める。

第2条中「松山市公共下水道事業(以下「公共下水道事業」を「松山市下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下「下水道事業」に改める。

第3条の見出し中「財務規定等の適用」を「全部適用」に改め、同条中「公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等」を「下水道事業に法の規定の全部」に改める。

第4条第1項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条に次の2項を加える。

3 農業集落排水事業の規模は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域 松山市大浦の区域
- (2) 名称 大浦地区農業集落排水処理施設
- (3) 主たる施設の位置 松山市大浦418番地

4 農業集落排水処理施設は、下水を排除し、又は処理するために本市が管理する下水道で、下水を処理して公共の水域又は海域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものとする。

第5条から第9条までを削る。

(松山市債権管理条例の一部改正)

第13条 松山市債権管理条例(平成31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第3項並びに第9条中「市長」を「市長等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(松山市下水道事業経営審議会条例の廃止)

- 2 松山市下水道事業経営審議会条例（平成20年条例第22号）は、廃止する。

(松山市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第4条の規定による改正後の松山市水洗便所改造資金貸付条例（以下この項において「新条例」という。）第4条第3号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第9条の規定による借用証書を徴した者について適用し、施行日前に第4条の規定による改正前の松山市水洗便所改造資金貸付条例第9条の規定による借用証書を徴した者については、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 4 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が公営企業管理者となるものは、施行日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により公営企業管理者がした処分その他の行為又は公営企業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 5 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により公営企業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する。

(提案理由)

上下水道事業の組織を統合するとともに、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、本案を提出する。

令和 2 年 1 月 27 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項及び第 5 項中「改正条例」を「平成 31 年改正条例」に改め、付則に次の 1 項、見出し及び 2 項を加える。

（霊の湯の使用料に関する特例）

6 松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 号。次項において「令和 2 年改正条例」という。）の施行の日から規則で定める日までの間における第 6 条第 1 項及び別表の規定の適用については、同項中「神の

湯階下」とあるのは「霊の湯」と、同表中

霊の湯	3 階個室	1, 580 円	
	2 階一般席	1, 280 円	

780 円
630 円

とあるのは

霊の湯	神の湯階下の 大人の使用料 の額と同額	神の湯階下の 小人の使用料 の額と同額	と、
-----	---------------------------	---------------------------	----

「とする。ただし、3 階個室の回数券は、発行しない。」とあるのは「とする。」と、

「神の湯を」とあるのは「霊の湯を」と、

「7 割引後の使用料の額に 10 円未満の端

8 霊の湯の入浴券を購入した者は、又新

数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

とあるのは「7 割引後の使用料の額に

殿を観覧することができる。」

10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。」とする。

(回数券等に関する特例)

7 令和2年改正条例の施行の日前に発売した神の湯階下の回数券又は月受入浴券は、当該回数券又は月受入浴券に記載された有効期限内に限り、それぞれ前項の規定により読み替えて適用された別表の霊の湯の回数券又は同項の規定により読み替えて適用された第6条第1項の霊の湯の月受入浴券として使用することができる。

8 付則第6項の規則で定める日以前に発売した同項の規定により読み替えて適用された別表の霊の湯の回数券又は同項の規定により読み替えて適用された第6条第1項の霊の湯の月受入浴券は、当該回数券又は月受入浴券に記載された有効期限内に限り、それぞれ神の湯階下の回数券又は月受入浴券として使用することができる。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

道後温泉本館の保存修理工事の進捗に伴い、霊の湯の使用料の特例等を定めるため、本案を提出する。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る指定管理者の指定について

道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉	松山市道後湯之町19番22号
(2) 椿の湯	松山市道後湯之町19番22号

2. 指定管理者の名称 愛媛県松山市道後湯之町6番8号

道後温泉コンソーシアム

代表者 道後温泉旅館協同組合

理事長 新山 富左衛門

構成団体 道後商店街振興組合

理事長 石田 匡暁

株式会社レスパスコオペレーション

代表取締役 越智 陽一

3. 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

道後温泉別館 飛鳥乃湯泉及び椿の湯に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(旧中島東小学校ほか2校解体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 旧中島東小学校ほか2校解体工事
2. 施工場所 松山市中島大浦3021番地ほか
3. 内 容 旧中島東小学校解体工事 1式
旧中島南小学校解体工事 1式
旧天谷小学校解体工事 1式
4. 請 負 人 松山市古川南一丁目22番18号
株式会社有光組
代表取締役 有光 智幸
5. 請負金額 3億2,472万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について((仮称)新垣生学校給食共同調理場厨房機器(炊飯システム等))
次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

(仮称)新垣生学校給食共同調理場厨房機器 炊飯システム 1式 ほか

2. 取得価格

3億3,919万6,000円

3. 契約の相手方

松山市中須賀一丁目17番4号

有限会社ケイ・シー商会

代表取締役 中島 昭

4. 契約方法

指名競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（（仮称）新垣生学校給食共同調理場厨房機器（蒸気回転釜等））
次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

（仮称）新垣生学校給食共同調理場厨房機器 蒸気回転釜 13台 ほか

2. 取得価格

5,610万円

3. 契約の相手方

松山市北井門二丁目12番7号

日本調理機株式会社 松山営業所

所長 山本 稔

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

旧慣による市有財産の使用廃止について

旧来の慣行により使用している市有財産について、その旧慣を次のとおり廃止する。

記

廃止する財産の所在地，地目及び地積

所 在 地	地 目	地 積
松山市下伊台町124番	池沼	241平方メートル
松山市下伊台町125番	溜池	191平方メートル
松山市下伊台町126番	溜池	185平方メートル
松山市下伊台町127番	池沼	254平方メートル
松山市下伊台町128番	溜池	228平方メートル
松山市下伊台町129番	溜池	330平方メートル

(提案理由)

本件溜池は、現在受益者もなく、今後も溜池として利用する見込みがないため、地方自治法第238条の6の規定に基づき旧慣使用权を廃止するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(旧慣による公有財産の使用)

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 松山環状線西部	和泉北二丁目	中央二丁目	
2	市道 垣生 206号線	西垣生町	西垣生町	

2. 次の市道路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
3	市道 松山環状線西部	和泉北二丁目	生石町	

(提案理由)

図面番号第 1 号は国道 1 9 6 号の移管に伴い、移管部分と松山環状線西部を松山環状線西部として一本化するため、第 2 号は空港周辺環境整備事業に伴い、市道に認定するため、第 3 号は第 1 号を認定することにより廃止するため、道路法第 8 条及び第 1 0 条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

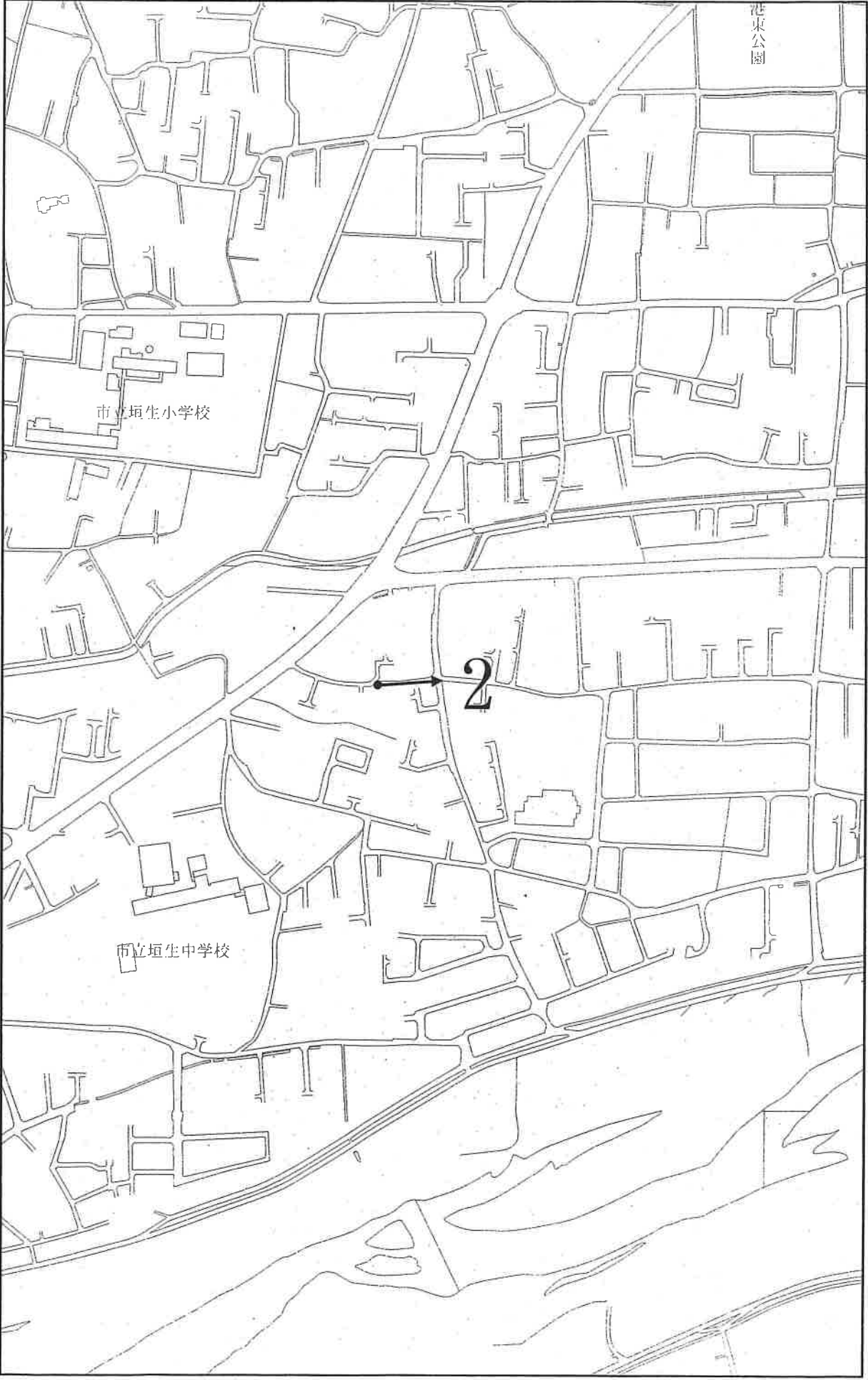
(路線の廃止又は変更)

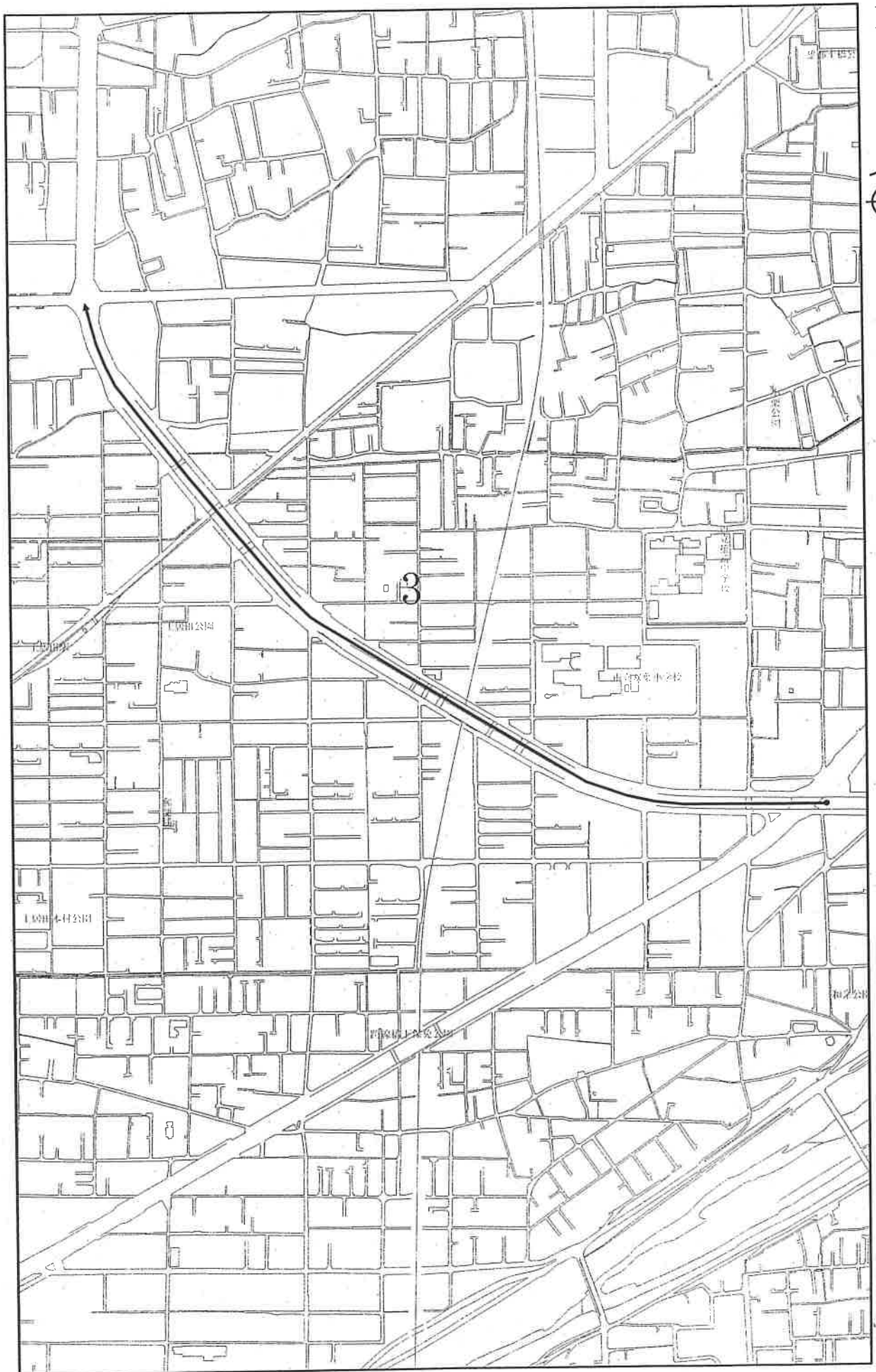
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。







図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 松山環状線西部	松山市和泉北二丁目 730番1地先	松山市中央二丁目 31番1地先	18.0 ～ 72.4	4414.4
2	市 道 垣生 206号線	松山市西垣生町 550番6地先	松山市西垣生町 548番1地先	4.1 ～ 14.5	59.2

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
3	市 道 松山環状線西部	松山市和泉北二丁目 730番1地先	松山市生石町 188番1地先	28.0 ～ 72.4	1449.4

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業（内山地区））の施行について

市営土地改良事業（ため池等整備事業（内山地区））を、次の計画概要書に基づき令和3年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業（内山地区））計画概要書

1. 目的

本地区は、松山市の北西部、二級河川権現川と二級河川中谷川の間に位置し、地形は比較的なだらかな丘陵地であり、河川沿いに集落や農地が点在している。年間の降水量が少ない地域であり、ため池を主な水源とした稲作や果樹栽培が展開されているが、近年、ため池の脆弱化が顕著となっている。

そのため、農地、農業用施設、住宅等への災害を未然に防止するため、脆弱化したため池の改修を実施するものである。

2. 地区の概要

(1) 地区

内山地区

(2) 所在地

松山市権現町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は、松山市の北西部、二級河川権現川と二級河川中谷川の間に位置し、ため池を主水源とした水稻や柑橘栽培が展開されている農業地域である。

(4) 現況

受益面積 2.5ha

主要生産物 水稻、かんきつ等

3. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画する。

(1) 事業概要

ため池改修 n = 1 池 (H = 5. 2 m L = 3 3. 0 m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳

(単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	6 5, 0 0 0
測 量 試 験 費	1 6, 5 0 0
用 地 費 及 び 補 償 費	3, 5 0 0
工 事 雑 費	0
事 務 費	8 5 0
合 計	8 5, 8 5 0

イ 負担区分

(単位：千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	4 6, 7 5 0
県 費	1 2, 7 5 0
市 費	2 5, 4 9 2
地 元	8 5 8
合 計	8 5, 8 5 0

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の節減が可能である。

5. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法 (抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

令和2年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（ため池等整備事業（仏谷地区））の施行について

市営土地改良事業（ため池等整備事業（仏谷地区））を、次の計画概要書に基づき令和3年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（ため池等整備事業（仏谷地区））計画概要書

1. 目的

本地区は、松山市の北西部、二級河川郷谷川の中流部に位置し、地形は比較的なだらかな丘陵地であり、瀬戸内海に向かった河川沿いの斜面に集落や農地が点在している。年間の降水量が少ない地域であり、ため池を主な水源とした稲作や果樹栽培が展開されているが、近年、ため池の脆弱化が顕著となっている。

そのため、農地、農業用施設、住宅等への災害を未然に防止するため、脆弱化したため池の改修を実施するものである。

2. 地区の概要

(1) 地区

仏谷地区

(2) 所在地

松山市東大栗町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は、松山市の北西部、二級河川郷谷川の中流部に位置し、ため池を主水源とした柑橘栽培が展開されている農業地域である。

(4) 現況

受益面積 2.6ha

主要生産物 かんきつ等

3. 基本計画

農業経営の省力化と合理化及び生産性の向上を図るため、下記のとおり計画する。

(1) 事業概要

ため池改修 n = 1 池 (H = 5. 0 m L = 34. 0 m)

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	54,000
測 量 試 験 費	17,500
用 地 費 及 び 補 償 費	3,500
工 事 雑 費	0
事 務 費	750
合 計	75,750

イ 負担区分 (単位：千円)

科 目	金 額
国 庫 補 助 金	41,250
県 費	11,250
市 費	22,493
地 元	757
合 計	75,750

4. 効 果

ため池の決壊による災害を未然に防止するとともに、維持管理労力の節減が可能である。

5. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法 (抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

ため池等整備事業（仏谷地区） 事業計画位置図

所在地 愛媛県 まつやまし 松山市 ひがしおおくりちよう 東大栗町



縮尺 1/25,000

